



電子契約の概要

2017年4月

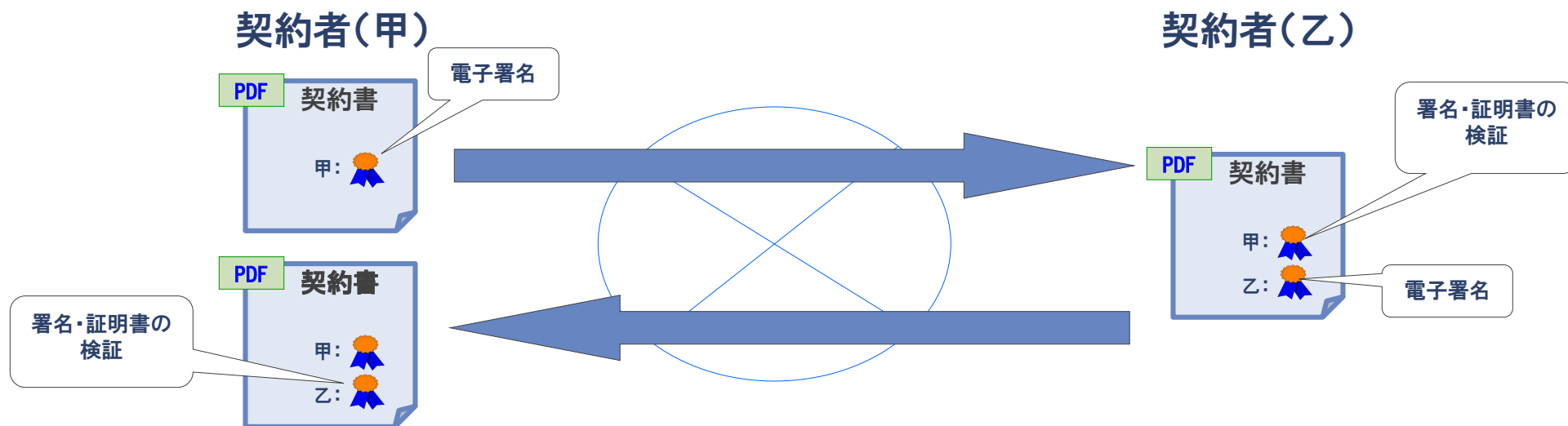
株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

Global IT Innovator
NTT DATA Group

NTT DATA

電子契約について ~CECTRUST®電子契約サービスとは

- これまで企業間で取り交わしていた押印による書面契約を**電子的**に行うもので、**電子文書に電子署名**を行い、インターネットを利用して相互に取り交わし、**電子文書を原本として長期間保管**するものです。



導入が簡単

- 現状の契約書式で可能
- システム開発費・サーバ購入費が不要
- パソコン1台から導入可

申請・更新業務の容易性

- 10年間の原本保管
- 非改ざんを証明
- 関連法令に遵守

電子契約を可能にした法制度の整備

2000年11月～2001年1月

IT基本戦略

e-Japan戦略、e-Japan重点計画

※2005年までに「世界最先端のIT国家を目指す」e-Japan戦略

IT基本法

電子商取引の促進に障害となる法規制を整備・改正

2001年4月1日施行

関連法規

IT書面一括法

印紙税法

- ①情報通信の技術の利用のための関連法律の整備
(例:建設業法)

- ①契約書を電子交付、電子保存する場合は、そもそも書面ではないため書面を対象とする印紙税法の範囲外

電子署名法

税法関連（電子帳簿保存法、e-文書法）

- ①特定認証業務の認定
- ②電子署名が署名者本人のものであることを確認
- ③電子文書は本人によって作成されたものであることを推定

- ①電子契約書は、国税関係帳簿書類ではなく、電子取引の取引情報と扱われ、税務署へ事前申告・承認は不要
- ②保存に関する要件(真実性、可視性、検索機能の確保等)は規定

契約書等の電子化が法的に認められるようになった！

CECTRUSTは電子契約に関する法令に忠実に準拠した電子契約サービスです

従来の契約では

①

印
(本人であることの証)

②

送付・受領
(郵送・手渡し等)

③

書類保存
(保存期限、保管スペース)

④

閲覧
(保管からの取り出し)

⑤

非改ざん
(紙は見ればあきらか)

電子契約では

電子証明書、電子署名、署名検証

(印鑑証明書)

(印影)

(印影照合)

セキュアな送受信、送達確認

(伝送路の暗号化)

(ダウンロード確認)

長期間の原本保管

(10年のサーバ保管)

見読性の維持、複数項目検索

(表示環境の確保)

(契約日等での検索)

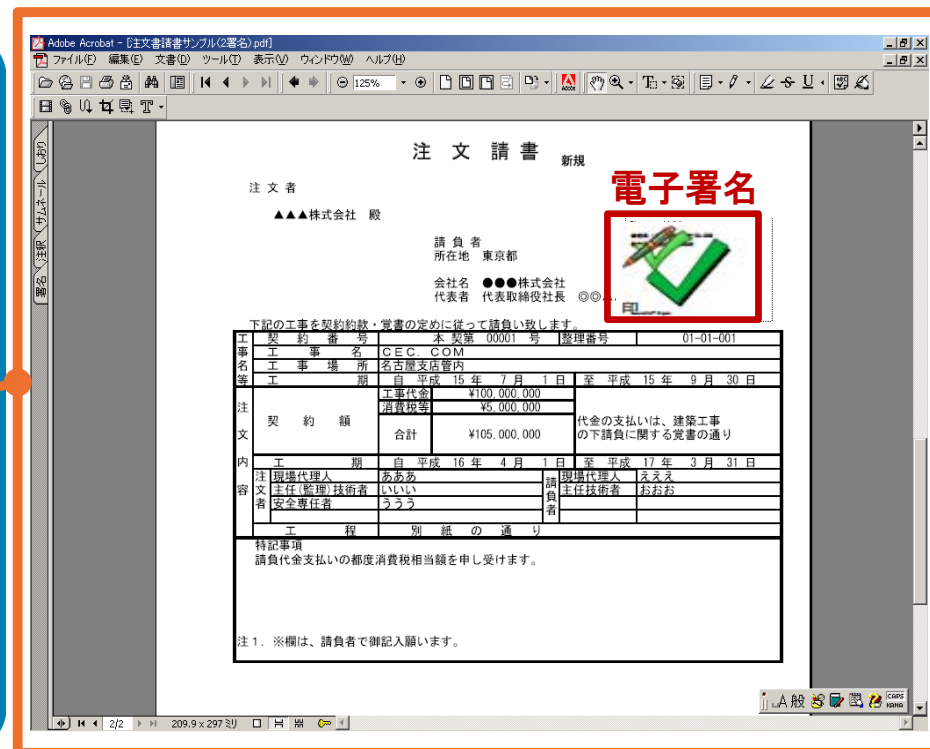
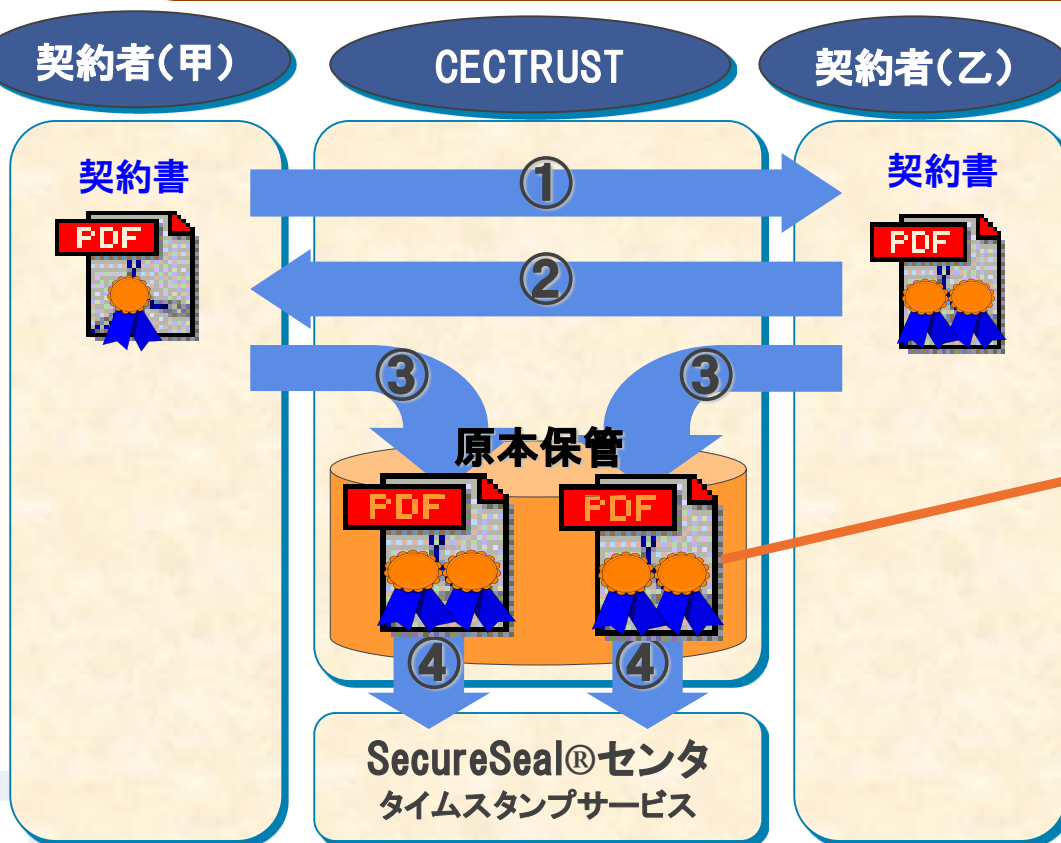
長期原本性証明

(タイムスタンプ)

印紙税ゼロ・紙運用におけるコストダウンの実現

■ 印紙税ゼロ・紙運用費用の削減

電子契約を行うことにより、**印紙は不要**となります。
また、契約書の**製本代・郵送代、保管スペース**を削減できます

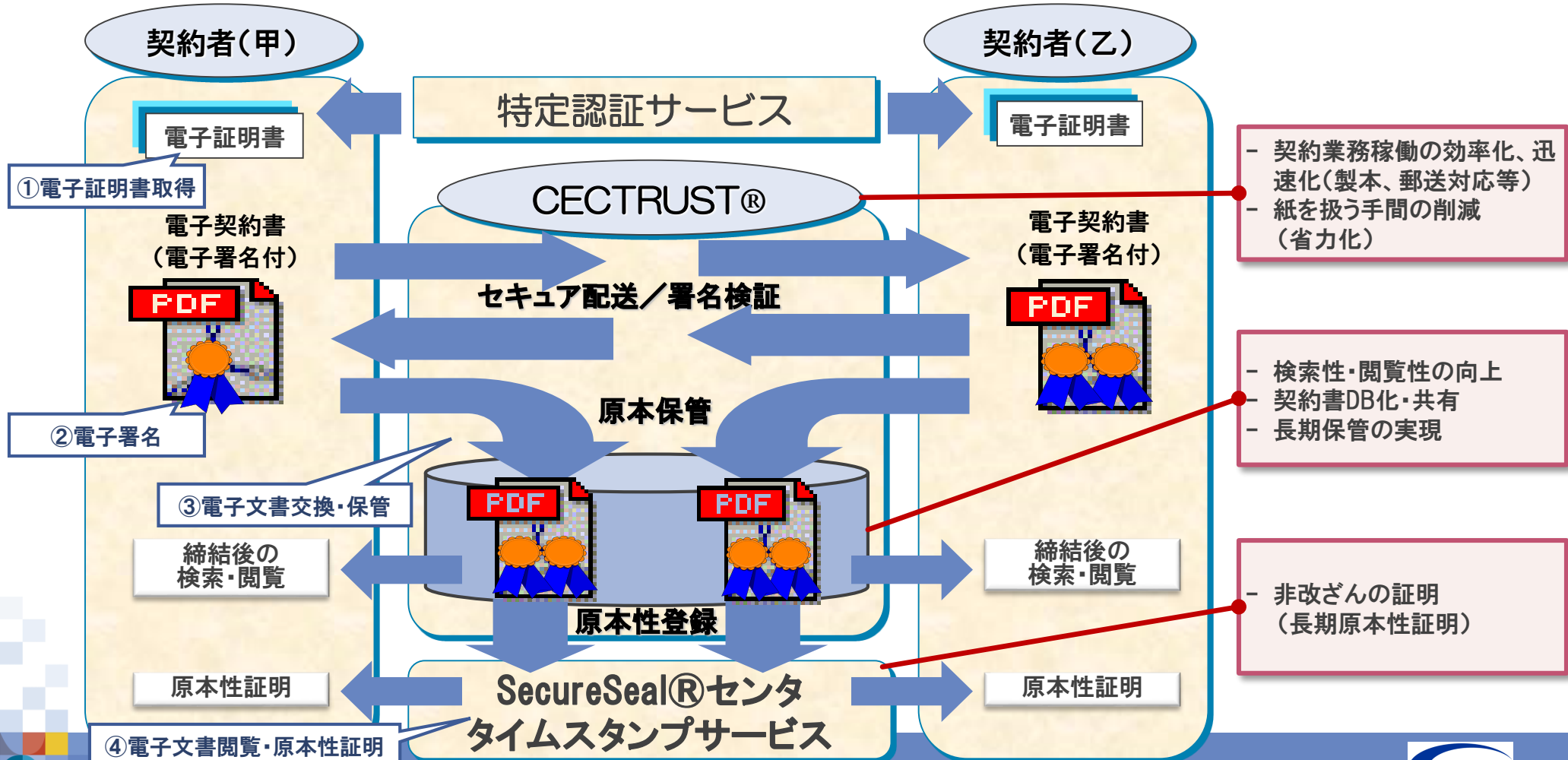


※電子署名を行うには署名ツール(Adobe Acrobat)、SecurePod署名プラグイン、および、電子証明書が必要です

ペーパレスによる業務の負担軽減の実現

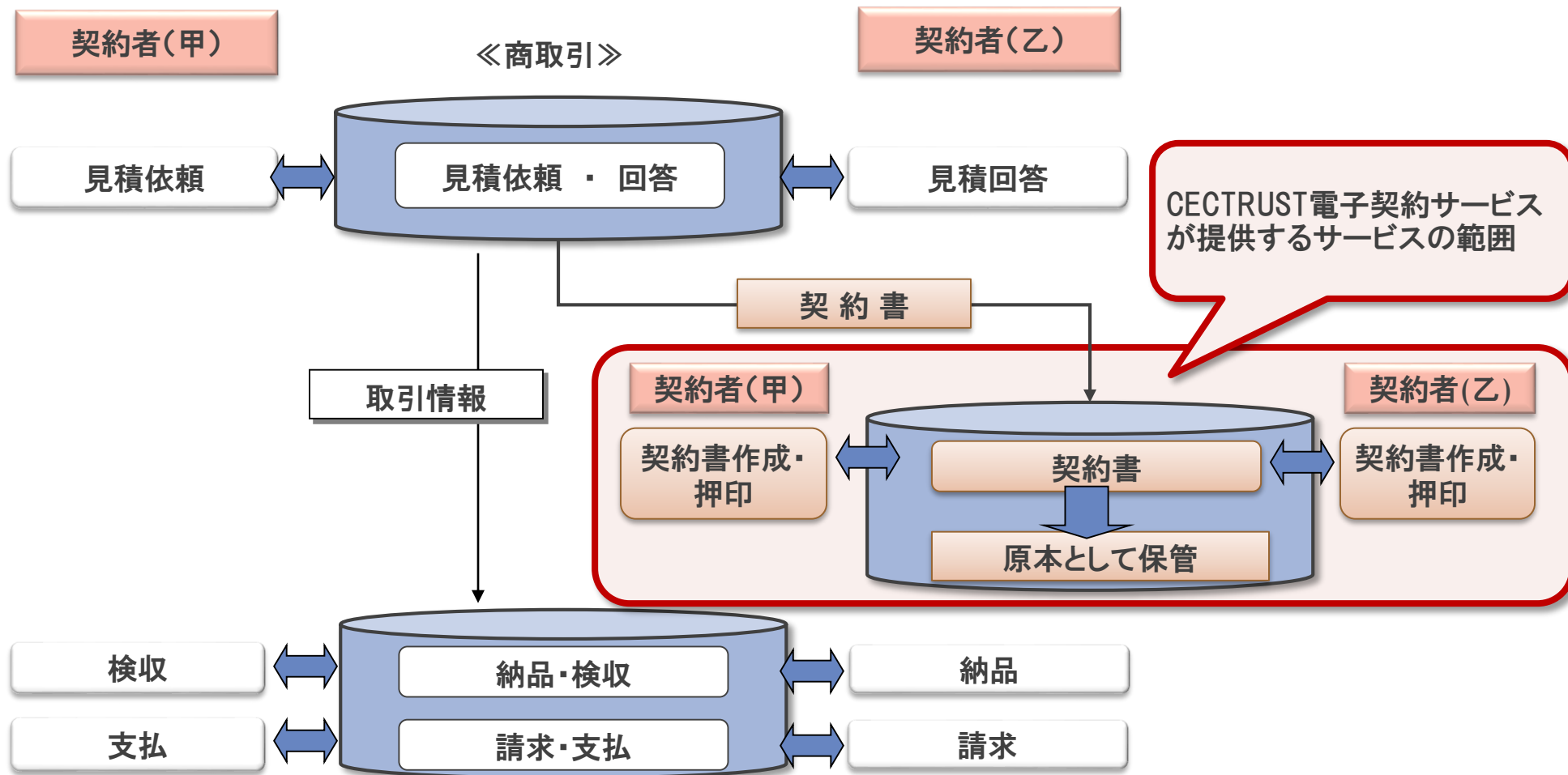
■ 契約業務の効率化

・現行の契約様式を変更することなく、**電子化・ペーパレス化が可能です。**
これにより契約業務の効率化が期待できます。



電子契約サービスの範囲

- 既存商取引に影響しない契約業務に特化したサービスです。



CECTRUST® の主な利用企業

＜サービス開始＞ 2002年3月

＜導入企業数＞ 約2,500社 (H29.3現在)

＜主な発注企業＞

- ① エネルギー :東京ガス
- ② 交通 :東日本・中日本・西日本高速道路、阪神高速道路、首都高速道路、本州四国連絡高速道路、JR九州、新関西国際空港、成田国際空港
- ③ 製造 :日立製作所(電力ビジネスユニット)
- ④ 通信建設 :日本コムシス、協和エクシオ、ソルコム、つうけん
- ⑤ 建設 :大成建設、大林組、市川工務店
- ⑥ 商社 :豊田通商
- ⑦ NTTグループ :日本電信電話、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTT都市開発、NTTデータ、等



Global IT Innovator
NTT DATA Group **NTT DATA**